

# 文京区立第六中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改訂

心身ともに健全な生徒を育成することは、中学校教育の重要な使命であり課題である。このため、学校はすべての生徒の豊かな学校生活を願って、日々教育活動の充実に努めている。いじめ問題は生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上で見逃すことのできない重要な問題である。これまで本校では、この問題に対して、いじめは決して許されないことであるが、いつでもどこでも、どの学校にもどの学級にも起こりうるものであるという認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めてきた。

平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、これまでの本校のいじめ問題の対応について、見直し改善を図り、改めて本校の現状に応じたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

## 1 文京区立第六中学校いじめ防止基本方針の前提となる共通認識

\*は、「いじめ防止対策推進法」の関連条文

### (1) いじめの定義 \*いじめ防止対策推進法2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
いじめ防止対策推進法第2条より

本校に在籍している生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本理念 \*いじめ防止対策推進法3条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

### (3) いじめの禁止 \*いじめ防止対策推進法4条

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (4) 学校及び学校の教職員の責務 \*いじめ防止対策推進法8条

本校及び本校の教職員は、上記(2)の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。 \*いじめ防止対策推進法9条

### (5) 保護者の責務等

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

## 2 文京区立第六中学校いじめ防止の基本的な考え方

### (1) 学校におけるいじめの未然防止 \*いじめ防止対策推進法15条

本区の教育課程編成にかかわる基本的な考え方に基づき、「豊かな人間性を育成する心の教育の更なる充実」を目指し、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

#### 【具体的な取組】

- 道徳、学級活動において「いじめに関する授業」の実施(学期毎)
- 道徳授業地区公開講座の実施に伴う道徳教育の推進
- 生徒会活動による「いじめ防止等の活動」の推進
- いのちと人権を考える月間(5月・12月)の取組実施
- キャリア教育を通しての体験活動の推進(職場体験・上級学校訪問等)
- いじめ防止に関わる校内研修の実施とPTA等への啓発

### (2) いじめの早期発見のための措置 \*いじめ防止対策推進法16条

いじめを早期に発見するために、週1回の各学年からの状況報告の他に生徒等に対して定期的な調査その他の必要な措置を行う。

#### 【具体的な取組】

- 定期的な調査を年5回実施する。
  - ・都のふれあい月間による調査(6月・11月)を活用
  - ・教育相談等を活用しての聞き取り調査(通年)
- 生徒、保護者及び教職員がいじめに係る相談ができるよう体制を整備する。
  - ・スクールカウンセラーの活用
  - ・関係相談機関との連携
  - ・生徒会活動による意見箱等の活用
  - ・学校教員との「おしゃべりタイムの実施」(原則学期毎)

### (3) いじめの防止等のための対策に務める教職員に資質の向上 \*いじめ防止対策推進法18条

教職員に対して、いじめの防止等のための対策に関する研修を定期的には7月に実施するとともに定例の会議等を

活用し、都の人権教育プログラムや区のいじめ防止等のための指導資料などによる管理職等による指導助言、情報提供を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策 \*いじめ防止対策推進法19条

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び対処することができるようにセーフティ教室、安全指導、外部講師を招聘しての情報モラルに関する啓発事業等を年1回以上実施する。

3 文京区立第六中学校いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 \*いじめ防止対策推進法22条

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策校内委員会」を設置するとともに、いじめの事案により関係機関と連携した「いじめ防止サポートチーム」を有効に活用する。

【「いじめ防止対策校内委員会」について】

○構成員・・・管理職、生活指導主任、校内生活指導担当教員2名、養護教諭、スクールカウンセラー

※スクールソーシャルワーカーは随時参加

○開催・・・週1回を定例会とし、いじめの事態により臨時に開催する。

○活動内容

- ・いじめの早期発見をはじめ実態把握に関すること。
- ・いじめ防止等に関する対策の立案に関すること。
- ・いじめの事態の対応に関すること。

【「いじめ防止サポートチーム」について】

○構成員・・・管理職、生活指導主任、教育相談主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※地域関係者は、いじめの事案により、校長が主任児童委員、スクールサポーター、児童福祉士、保護司などから選考し、依頼する。

○開催・・・原則、年度当初開催、その他いじめの事態により緊急開催とする。

○活動内容・・・いじめの事案の対応に関すること

(2) いじめに対する措置 \*いじめ防止対策推進法23条、25条

- ① いじめに係る相談や通報を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、区教育委員会指導課に報告する。また、いじめをやめさせるとともに再発防止をするために「いじめ防止校内対策委員会」の指導方針に基づき複数の教職員が協働して、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。なお、いじめを行った生徒への指導においては、教育上必要があると認めるときは校長及び教員は当該生徒に対して適切に懲戒を加える。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、保護者と連携を図り、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ 上記②を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者間で共有できるように努める。
- ⑤ 教育委員会の指導助言を得て、いじめの事案が犯罪行為として取り扱われるべきと認めた場合、所轄警察署と連携して対処する。

4 重大事態への対処

- ・いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、次の対処を行う。 \*いじめ防止対策推進法28条
- ・重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、平時からいじめ重大事態に対する備えに努める。

- (1) 区教育委員会にいじめの事案を報告するとともに、指導助言を得て、調査組織を設置し、事実関係を明らかにするために質問票の使用その他適切な方法により調査を行う。
- (2) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) 重大事態ガイドラインのチェックリストについては、その取組状況に関して、文部科学省の調査が行われる場合、それを受けるものとする。

5 学校評価における留意事項

学校評価を実施する場合、いじめの事実が隠蔽されることなく、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発防止の取組等について適正に行う。 \*いじめ防止対策推進法34条